

平成15年10月30日

内閣官房  
知的財産戦略推進事務局  
内閣参事官 甲野 正道 様

社団法人日本映画製作者連盟

## 「コンテンツビジネス振興に係る課題」についての意見書

### イ) 国際競争力のあるコンテンツを製作していくための人材育成

プロデューサーをはじめ映画製作の現場を支えるスタッフの育成のため国立、私立の難易度の高い大学に本格的かつ充実した映画学科の設置がなされるべきだと思います。

知財立国を目指すには国内のみならず海外での展開は必要不可欠なことであり、その為に競争力のある作品（コンテンツ）を提供することは重要な課題になります。映画独自の持つ力強く、ダイナミックなドラマ性の高い作品が影を潜めており、商業性と芸術性に裏打ちされた質の高い企画が求められます。良質な映画をどれだけ提供出来るか、また将来誰が映画を製作していくのかを考える時、基礎的な映像教育は避けて通れません。想像力に溢れ、海外でも評価される作品をプロデュース出来る人材等を養成することは日本映画の明日の展望に繋がっていくものと確信致します。

### ロ) 固定資産税の軽減について

#### (1) 根拠について

映画館、撮影所等は、映画コンテンツの製作・興行の場となる施設です。知的財産戦略本部の策定した「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」によれば、我が国のコンテンツの製作・投資を促進するために、税制措置を含めた環境整備を検討することが謳われています。我が国の良質な映画コンテンツの製作・投資を促進させるためには、映画の興行・製作の採算性を上げ、映画製作者にとってアーティスト、実演家の便宜を図るために東京近郊で5000坪から20000坪と言った広いspaceの撮影所を維持することは大きな負担になっており、ベースとなるこれらの施設の保護、育成を図ることが必要不可欠です。映画館や撮影所は広いspaceを必要とする業態のため、収益に比較した固定資産税の負担が不利になりがちで、そのことが映画館や撮影所の採算性を悪化させていることから、固定資産税の軽減措置を設けることによって一定の効果が期待できます。また、ロケに使った土地や建物について、その年の固定資産税の減免をすることにより、国内における製作の活発化ひいては地方の経済活性化が期

待でき、映画コンテンツの制作をより効果的に促進することが可能であると考えられます。

## (2) 軽減の方法について

- ① 現行の地方税法では、経済政策的な要請に基づく課税上の特例として、公共料金の抑制、企業体質の改善等の目的のため、一定の場合には課税標準の特例措置が設けられていますが、この特例措置の一環として、価格の2分の1を課税標準とする特例(日本放送協会の事業用資産に係る特例と同様)を設けるのが妥当であると考えます。
- ② さらに、抜本的な税制改正を念頭に置くとすれば、土地・建物をその収益力に応じた価格によって評価し、これを固定資産税の課税標準額とすることが考えられます。海外では、収益物件については、アカウントビリティ(説明責任)の観点から、固定資産税評価額を収益力に応じた価格によって評価するインカムアプローチが多く採用されており、検討に値するものと考えます。

## ハ) 投資スキームについて

従来は、節税を目的とした投資スキーム(注1)がありましたが、一部の投資家を対象とした難解なスキームよりも、インターネット等を通じて個人投資家が気軽に投資できるような、分かりやすい投資スキームのほうがより多くの資金を集められる可能性があると考えます。

具体的には、現在の枠組みの中で考えるとすれば、投資者が営業者と匿名組合契約を結んで、映画の製作、興行等に出資を行い、比較的短期間に損益を確定させて、投資者に配当を行う仕組みが考えられます。

ここでポイントとなるのは、個人投資家が多数参加するよう、個人が投資を行う場合には、損失が生じた場合には他の給与所得等と損益を通算できる仕組みを設けるよう、税務上の措置を講ずることが必要です(注2)。また、このほか、出資法、証券取引法、商品ファンド法等の他の関連法規についても、所要の措置を講ずる必要があると考えます。

さらに、匿名組合に限らず、新たな投資スキームの活用も検討していく必要があると考えます。

### (注1) 従来の投資スキーム

匿名組合を利用した、いわゆる「フィルム・リース」とよばれる節税スキームがありますが、このスキームは、課税庁は、個人が投資する場合には、雑所得であると認定を行っているようであり、又、数年前には、裁判において、投資家の

事業性を否認され、一種の金融取引であると認定されたケースも出ています。

(注2) 税務上の取扱い

所得税の計算上、他の所得と損益通算できるためには、個人投資家が受ける利益や損失が所得税の計算上、雑所得ではなく、事業所得として扱われるよう、税務上の措置を講じる必要があると考えます。

ニ) 興演家の活動環境の整備の一貫として、子役の出演する公演時間を現在の二十時から二十二時までの延長を含む多様化の方策の検討

ホ) ブロードバンド上で映像コンテンツが流通するための円滑な認証・許諾システムの構築のため、日本映像ソフト協会でスタートする研究会への関係省庁の横断的支援の必要性